6　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、1の㈡に関する規定については公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律（法律第三六号）（法務省）

一　民事訴訟法の一部改正関係

1　被告の住所等による管轄権

被告の住所、主たる営業所等が日本国内にあるときは、日本の裁判所は訴えについての管轄権を有することとした。（第三条の二関係）

2　契約上の債務に関する訴え等の管轄権

契約上の債務に関する訴え、事務所又は営業所を有する者に対する訴え、不法行為に関する訴えなどについて、日本の裁判所に訴えを提起することができる場合を定めることとした。（第三条の三関係）

3　消費者契約及び労働関係に関する訴えの管轄権

消費者契約及び労働関係に関する訴えについて、日本の裁判所に訴えを提起することができる場合を定めることとした。（第三条の四関係）

4　管轄権の専属

会社法第七編第二章に規定する訴え（同章第四節及び第六節に規定するものを除く。）等の管轄権は、日本の裁判所に専属することとした。（第三条の五関係）

5　併合請求における管轄権等

日本の裁判所が管轄権を有しない請求を併合し又は反訴の目的とする場合における日本の裁判所の管轄権について定めることとした。（第三条の六、第一四五条第三項及び第一四六条第三項関係）

6　管轄権に関する合意

管轄権に関する合意の方式及び効力等に関する規定を設け、管轄権に関する合意を原則として有効とした上で、消費者契約及び労働関係に関する訴えについては一定の場合に合意の効力を制限することとした。（第三条の七関係）

7　応訴による管轄権

被告が応訴したときは日本の裁判所が管轄権を有することとした。（第三条の八関係）

8　特別の事情による訴えの却下

日本の裁判所は、訴えについて日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合においても、事案の性質、応訴による被告の負担の程度等の事情を考慮して、当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるときは、訴えを却下することができることとした。（第三条の九関係）

9　管轄権が専属する場合の適用除外

被告の住所等による管轄権、契約上の債務に関する訴え等の管轄権等の規定は、訴えについて法令に日本の裁判所の管轄権の専属に関する定めがある場合には、適用しないこととした。（第三条の一〇関係）

10　管轄権に関する規定の整備

職権証拠調べ及び管轄権の標準時について、規定を整備することとした。（第三条の一一及び第三条の一二関係）

11　上告理由

日本の裁判所の管轄権の専属に関する規定に違反したことを上告の理由とすることとした。（第三一二条第二項第二号の二関係）

12　その他所要の整備

管轄について、規定の整備をすることとした。（第五条第一五号、第一〇条の二及び第一一条第三項関係）

二　民事保全法の一部改正関係

保全命令事件について、日本の裁判所が管轄権を有する場合を定めることとした。（第一一条関係）

三　その他

この法律の制定に伴い、所要の経過措置に関する規定を設けるとともに、関係法律について規定の整備をすることとした。（附則第二条～第六条関係）

四　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（法律第三七号）（内閣府本府）

1　内閣府の所掌事務として、次の㈠及び㈡を規定するものとした。

㈠　日本国憲法の国民主権の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革を推進するための基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどること。

㈡　㈠の改革を推進するための基本的な政策に関する施策の実施の推進及びこれに必要な関係行政機関の事務の連絡調整に関する事務をつかさどること。

2　地方分権改革推進委員会第三次勧告で示された、義務付け・枠付けの見直しの三つの重点事項、すなわち、⑴施設・公物設置管理の基準、⑵協議、同意、許可・認可・承認、⑶計画等の策定及びその手続のうち、特に地方要望に係る事項を中心に、第二次勧告の見直し対象条項等の一部も含め、地方分権改革推進計画に基づき、関係法律の改正を行うこととした。

3　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇国と地方の協議の場に関する法律（法律第三八号）（内閣府本府）

1　目的

国と地方の協議の場（以下「協議の場」という。）は、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施について、関係各大臣並びに都道府県知事、都道府県議会の議長、市長、市議会の議長、町村長及び町村議会の議長の全国的連合組織の代表者が協議を行い、もって内閣府設置法（平成一一年法律第八九号）第四条第一項第三号の二の改革の推進並びに国及び地方公共団体の政策の効果的かつ効率的な推進を図ることを目的とすることとした。（第一条関係）

2　構成及び運営

㈠　協議の場は、次に掲げる者をもって構成するものとした。

⑴　内閣官房長官

⑵　内閣府設置法第九条第一項の規定により置かれた特命担当大臣のうち、同法第四条第一項第三号の二の改革に関する事務を掌理する職にある者

⑶　総務大臣

⑷　財務大臣

⑸　⑴から⑷までに掲げる者のほか、国務大臣のうちから内閣総理大臣が指定する者

⑹　都道府県知事の全国的連合組織（地方自治法（昭和二二年法律第六七号）第二六三条の三第一項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。以下同じ。）を代表する者　一人

⑺　都道府県議会の議長の全国的連合組織を代表する者　一人

⑻　市長の全国的連合組織を代表する者　一人

⑼　市議会の議長の全国的連合組織を代表する者　一人

⑽　町村長の全国的連合組織を代表する者　一人

⑾　町村議会の議長の全国的連合組織を代表する者　一人

㈡　協議の場に、議長、議長代行及び副議長を置くものとした。

㈢　議長及び議長代行は、㈠の⑴から⑸までに掲げる者のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てるものとした。

㈣　副議長は、㈠の⑹から⑾までに掲げる者が互選した者をもって充てるものとした。

㈤　議長は、協議の場を主宰するほか、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するものとした。

㈥　議長代行は、議長に事故があるとき又は議長の委任を受けたときは、その職務を代行するものとした。

㈦　副議長は、議長及び議長代行を補佐し、議長及び議長代行に事故があるときは、その職務を代行するものとした。